

浜松市議会規程第3号

浜松市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年6月11日

浜松市議会議長 渥美 誠

浜松市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

第1条 浜松市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年浜松市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(個人識別符号) 第2条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(15) (略) (16) 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号</u> (17) (略)	(個人識別符号) 第2条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(15) (略) (16) 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第201条の2第1項に規定する被保険者番号等</u> (17) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(個人識別符号) 第2条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) (略) (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26	(個人識別符号) 第2条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) (略) (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26

年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法 <u>第19条の4第1項第5号</u> の在留カードの番号 (6)～(17) (略)	年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法 <u>第19条の4第1項第4号</u> の在留カードの番号 (6)～(17) (略)
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年6月14日から施行する。

(あらまし)

この規程は、介護保険法の一部改正及び出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴い、引用条項の整理等を行うものです。